

税についての作文

名寄税務署長賞など

6人が入賞

国税庁と全国納税貯蓄組合連合会が主催する、中学生の「税についての作文」について

下川町も共催し募集を行いました。これは、将来を担う中学生の皆さんが、身近に感じた税に関する事、学校で学んだ税に関する事、テレビや新聞で知った税の話などを題材とした作文を書くことで、税についての関心をもち、正しい理解を深めていただくことを趣旨として行われているもので、下川町からは、下川中学校3年生18人の応募があり、次の優秀作6品を選考し、表彰及び記念品の贈呈を行いました。

名寄税務署長賞

清水樹里さん

下川町優秀賞

中	木	柘	加	渡
西	幡	田	藤	邊
海	斗	武	かなえ	栗
斗	吾	武	かなえ	栗
さん	さん	さん	さん	さん



名寄税務署長賞

「森林環境税 新たな税金制度」



下川中学校三年 清水樹里

税金には、所得税や住民税、法人税、酒税、たばこ税、消費税などがあり、直接税と間接税に分けられます。私は、数多くある税金の中で森林環境税というものに注目しました。森林環境税とは、二〇二四年から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において、個人住民税均等割と併せて一人年額一〇〇〇円が徴収されます。その税収の金額が、国によって森林環境税譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

の「一四番・一五番への貢献にもなります。しかし、このような問題もあると思います。一つ目は、税金が余ってしまふことです。実際に、市町村で五割余りが使い残されています。二つ目は、納税者の理解が得られ、林業の再生につながるかどうかです。新しい制度をつくるうえで、国民の理解が必要不可欠です。しかし、森林環境税に関係のあるSDGsの認知率は八六%と高いですが、内容まで理解している人は、約三四%と低いです。また、税金への不満として、自分の収入に比べて負担額が大きいのという意見が約半数を占めています。この状態で、森林環境税が施行されると、負担額が増えるので、国民の理解は得られにくいと思います。これに二つの問題点は解決できないのでしようか。私には二つの案を考えました。一つ目は、自分たちの生活に及ぶ影響を発信することです。具体的には、「適切な整備をしないとどうなるのか」「森林がないとどうなるのか」などです。二つ目は、SDGsや税

金への理解度を高める活動や取り組みをすることで、SDGs関連の取り組みは取り入れられてきていますが、税金に関する取り組みは積極的に取り入れられていないと思います。税金に関する具体的な内容は、中学三年生の授業で初めて取り扱われます。しかし、この二つを私が行うことは大規模で実現ができません。そこで、私にできることも考えました。それは、森林に関する行事に参加することです。そのような活動を積極的に進める下川町では、植樹祭やみくわの森、森ジャムなど様々なイベントがあります。特に、森ジャムなどは、お祭りのようなものなので、一人で行くには少し抵抗があります。しかし、友達や家族と行くことで楽しさと一緒に森林に触れることもできます。このように、自分の身近な人たちと森林の大切さ・良さを共有できたらいいと感じました。二〇二四年には、全国の人々に森林の大切さが伝わり、森林活動に積極的な、地球を大切にすることが社会になつてほしいです。

お問い合わせ

税務住民課 税務収納グループ
☎ 4 | 2 5 1 1 内線 1 1 3 ☆ 4 | 2 5 1 1 0 3